

裁判員経験者意見交換会議事録（平成27年3月18日開催分）

司会者：それでは、本日の意見交換会を開催いたします。

本日は裁判員経験者の方にはお忙しいところをお集まりいただきましてまことにありがとうございます。

私は本日司会進行を務めます、大阪地裁の第15刑事部の裁判官の橋本と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

裁判員裁判も始まって、間もなく6年を迎えるわけでありまして。皆様のおかげをもちまして順調に行われているわけでありまして、まだまだ改善するところがたくさんあると思っております。今後、よりよい裁判員裁判が行われるよう、本日は皆さんの忌憚のない自由な御意見を、あるいは御感想をおうかがいできればと思っております。皆さんが御経験になった裁判からは若干時間がたっているかもしれませんが、記憶を呼び覚ましつつお話しただければと思っております。

それでは、まず出席しております法律関係者から御紹介をいたします。

大阪地方検察庁から三浦検事が御出席です。

三浦検察官：よろしくお願ひいたします。

検察官になって私は丸4年がたとうとしておりまして、大阪では去年の4月からここで勤務させていただいております。今日は皆さんの御意見を聞かせていただいて、今後の執務に生かしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

司会者：大阪弁護士会から安田弁護士が御出席です。

安田弁護士：弁護士の安田と申します。よろしくお願ひします。

私は弁護士になって、今11年目で、これまで刑事事件は1年目からずっとやってきたのですが、裁判員裁判は3件経験があります。普通の刑事裁判と裁判員裁判では弁護の仕方とかもいろいろ変えたり工夫をしたりしているところなのですが、なかなかその工夫がうまくいっているのかというのは実感できる

機会が余りありませんので、今日、裁判員を経験された方のお話をお伺いできるのを非常に楽しみにしています。よろしく申し上げます。

司会者：大阪地方裁判所から芦高裁判長が御出席です。

芦高裁判官：大阪地裁の第1刑事部の芦高と申します。

私は大阪地裁で1年と少しですかね、裁判員裁判を担当させていただいております。裁判長として訴訟の進行ですとか、評議を主催しております。

今日はお一人ほど一緒に合議体を組んだ経験者の方が来られています。今日のテーマは主に量刑事情に関する当事者の主張立証活動のあり方、それからあと量刑評議のあり方というテーマになっております。やはり皆さん量刑の考え方についてはいろいろと悩まれたことが多かったというように思います。

今日は、皆さんが悩まれたこと、感想、それから御意見を聞ける非常にいい機会だというように考えております。特に、私の実際担当した事件について、辛口の御意見をいただければ今後の仕事の参考になるというように考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

司会者：以上、お三方には随時経験者の皆さんからの質問に答えていただく、あるいは皆さんに質問していただくことを予定しております。

それでは、早速中身に入りたいと思います。本日は今、芦高裁判長が話されましたように、大きく2つのテーマでお話をいただきたいと思います。

1つ目は、量刑事情に関する検察官、弁護人の主張立証活動であります。これは検察官とか弁護人の活動はどのようなものであったか。皆さんがどのように受けとめられたか、これをお話しいただきたいと思います。

2つ目は、量刑評議のあり方です。裁判官と行った評議のうち、量刑に関する部分について皆さんがどのようにお感じになったか、お話をいただきたいと思います。

特に今回は放火の事件を担当された方が4方、薬物の密売を御担当になった方がお一方となっております。薬物の密売というのは皆さん全くなじみのないお話でしょうし、放火も、世の中に火事は多くあっても、放火というのはそん

なれないのではないかと思います。いずれも量刑をお考えいただくのに取っつきにくい事件ではなかったかというように考えます。そこで御苦勞なされたこと、分かりにくかったことなど、辛口の話もあわせてお話しただければというように思っております。

その後、いわゆる守秘義務、評議の内容について話さないということですが、これについて皆さんがどう思われているか、御意見を伺うなどしようと思っております。

なお、途中1時間ほどのところで休憩を挟む予定といたしております。

最初に、私の側から皆さんが御担当された事件のあらましをごく簡単に御紹介しつつ、経験者の方から順番に、裁判員裁判に御参加になった感想を、一言ずつでも結構ですので簡単にお話しただければと思います。

まず、1番の方の事件は、一昨年6月になりますが、判決がありました、妻子のある男性の被告人が自宅に放火したという事件であったとうかがっています。裁判員の選任と審理、評議は全部で5日間、月曜日から金曜日までというで行われて、検察官は懲役5年、弁護人の方は執行猶予を求められたと。判決では4年の実刑、懲役4年ということになっているというように伺っています。

では、1番の方、裁判員をされた御感想などお願いできますでしょうか。どうぞ、マイクを持ってお話しただけですか。

裁判員経験者1：一番最初に裁判員に選ばれたということが分かったときは裁判員の印象というのがすごく重い事件を担当した場合、心に傷を負ってしまったというようなマイナスのイメージがあったものですからとても緊張していたのですが、用意していただいた資料ですとか、あと裁判長、裁判官の方々がとても優しく、すごく毎回、安心感を持って出席させていただくことができました。普段は全く裁判を傍聴したこともなかったのですが、すごくいい経験ができたなと思っております。

司会者：ありがとうございます。

では、次に2番の方の事件は、これも一昨年の10月になりますが、判決がございました。男女2人、1人ずつの被告人に対する麻薬特例法違反、つまり営業的な密売とその幫助、幫助というのは手助け的な共犯ということになりますけども、そういった事件で、幫助といわれた、手助けの側の方は、別にほかの人とも一緒に覚せい剤とかを売る目的で持っていたというのもあったと。幫助の方はさらに事実を一部争ってもおられたということではありますが、金曜日に裁判員の選任が行われて、翌週の火曜日から、またさらにその次の週の翌週まで審理と評議が行われたというように聞いております。検察官は2人にいずれも懲役8年と罰金を求めて、弁護人はなるべく軽い刑をとというようなところでありました。判決では2人とも懲役5年6か月となっているように伺っています。

では、2番の方、御感想などよろしくお願ひいたします。

裁判員経験者2：こんにちは。私も選ばれたときに人ごとみたいに思っていました、「あ、こんな人があったんやな。」と少し思いました。でも、家族とかも何か殺人とかやったら断らなあかんみたいな感じで思っていたりもしましたし、やっぱりどこまで自分がかかわったらいいのかという不安もありましたし、もちろん仕事もしてますので、仕事で休めるのかなということもあって、やっぱり会社の理解とかもしっかりしていただかないといけないところが会社員としてはありました。早く休ませていただいて、休みのときも裁判所に出勤という形があったので、私はそれは休んではいけないと思っていたら、会社がしっかり休んでねという形で、また休みを追加にいただいたりとかしまして、すごく楽な形で仕事と両立はさせていただきました。

裁判所に来たときは、やっぱりテレビと同じような裁判室のイメージもあったし、裁判官とか、その一緒に来ていた3人の方いらっしゃって名前忘れましたが、すごく本当に和気あいあいとしていただいて、お菓子とかも出していただいて、私たちがしゃべりやすい形にさせていただいて、本当に一人一人差別なく意見を聞いていただいて、私たちも慣れてきたのか、ちょっと私も甘い物が

食べたいなみたいな形で言ったりとかしました。すごく裁判所自体が暑いイメージと天井がすごく圧迫感があるというイメージがあって、実際、場所に行ったときには、何かすごく圧迫感もありましたけど、まず、一番思ったのは暑いということと、眠たいということがすごくありました。

で、いろいろと意見交換をさせていただいて、本当に決定をしたときは、本当にこれでよかったのかなと、その人の人生を何年間とかいろんな形で縛ってしまうわけだし、本当にこれを出してまたその方がちゃんと更生してもらえるのかなとかという、そういったこともいろいろ考えたりとか、たまたま身近な地域で起こったことだったので何か誰か知った人と会わないかなとか、そういったことも少し思ったりもしました。

今ではやっぱり1回は経験してもいいのではないかなと、本当にめったに経験することもないので、人生の勉強の一つとして経験させてもらえてもいいのではないかなという気持ちもありますが、ちょっとえぐいものは避けさせていただきたいなと思っております。

司会者： どうも大変ありがとうございました。

続いて3番の方の事件は、一昨年11月に判決がなされていますが、両親と同居されていた男性の方が自宅に放火をしたというような事件であったと伺っています。選任とか審理とか評議は木曜日から次の週の木曜日まで、合わせると6日間行われて、検察官は懲役5年を求刑されて、弁護人は執行猶予を求められた。判決では懲役3年執行猶予5年という結論になったというように伺っています。

じゃあ、3番の方の御感想などお願いいたします。

裁判員経験者3： 私も最初は少し躊躇していました。ここに来て、最初、事件の概要を聞いて、余り精神的なダメージは受けないかなというように感じて、少し安心しました。

ところが、やはり裁判が進むにつれて、被告人のように精神疾患を抱えている方の場合は、今後の更生のことも、更生というか、今後の生活のこともすご

く考えなければいけないというのが、量刑を決めるときに悩む第一のことになりました。

とにかく一番感じたのは人の人生を左右することにかかわるのはもう大変心に負担がかかることだと感じました。

裁判官の方たちはとても配慮した先導というのか、毎回、詳しく説明、先に来ていただいて、私たちが考えていく上での道筋というのか、そういうような、自由に考えていいけれども、私たちが考えていく上でのすごい参考になるお話を毎回いただきました。

司会者：土俵とかは作ってくれて、その上で自由に議論していいよみたいな、そのような感じにしてくれたって感じでございましょうか。

裁判員経験者 3：そうです。そうです。ええ、本当に自由に、はい、話し合いはできたと思っております。

司会者：ありがとうございました。

では続いて4番の方は、去年の4月に判決がありました、男性の被告人がマンションの自分の部屋に放火したという事件であったと聞いております。裁判員さんの選任と評議、それから審議まで含めて、全部で5日間、月曜日から金曜日までということで行われて、検察官が懲役6年を求め、弁護人は刑はこの種の放火罪に科される原則的な刑は最低5年かもしれないけれどもその懲役5年より低い刑であるべきである。執行猶予も検討してほしいという意見を述べられて、判決では懲役3年6か月の実刑ということになったと伺っています。

では、4番の方、御感想などまたお願いいたします。

裁判員経験者 4：僕が携わらせていただいた事件は芦高裁判官と同じ事件だったのですが、最初に裁判員の候補者の連絡が来たときに、個人的に少し長い間海外にいた後だったので、何か向こうでやらかしたのかなと思ったのですが、それは全然違うことで、ただ、候補者に上がったということで、まあ、個人的には、裁判員制度をすごい経験してみたかったというのがあったので、すごくうれしかったのですが、決まる直前ぐらいにちょうどほかの裁判員を務めた方が

P T S Dで訴訟を起こした事件があったので、どういう内容の裁判にしても、1人の人間の罪の重さというのを一般人、素人である裁判員が決めるというのはやっぱり大変なのかなということに参加する前に思いました。

実際参加してみて、裁判のときと裁判員の人たちとの話し合いの評議のときにはもう、裁判のときはすごく張りつめた感じで、まあ、被告人が意見をころころ変える方だったので、みんな聞き入らなければならない、メモを取らなければならないという状況ですごかったのですが、評議するときにはみんなちゃんと意見を言い合って、和気あいあいとして張り張りのある現場だったと思います。

個人的な感想としても、この裁判員制度というのは僕の周りでは結構否定的な意見が多いのですが、やりたくないという方の意見が多いのですが、これはもっとどんどんやるべきだなと思いました。やる前も、やった後も、やってよかったなという、やりたかったなという気持ちは全然変わっていませんでした。

司会者：ありがとうございます。5番の方の事件は、去年の5月に判決のあった、男性被告人が一昨年の8月から10月にかけて16件、連続放火をしたと。その中で、殺人には当たらないのだけれども、2名の方が火事で亡くなっているという、そういう事件でしたですね。全体で丸々2週間、裁判員の選任が月曜日に行われて、審理や評議は火曜日から翌週の金曜日まで毎日行われたと、検察官が無期懲役を求刑されて、弁護人は検察官の求刑は重過ぎるという意見を述べられ、判決は無期懲役となっていると聞いております。

では5番の方、感想などをお願いいたします。

裁判員経験者5：今おっしゃられたとおりの事件に裁判員として参加させていただきました。

裁判員の候補者になりましたという連絡をいただいたときには、もう70歳をはるかに超えておりましたので断ろうと思えば無条件に断れたはずなのですが、まあ、裁判のニュースを新聞とかテレビで見る程度しか知識はありません

でしたので、裁判所ってどんなところかなと、一回見に行ってみたいなと思って来たところが当たってしまって、抽せんの前に審理の内容なんかをいろいろおっしゃられたはずなのですが、丸つきり頭に残っておりません。真っ白になっていました。その後、午前中に抽せんで昼から裁判というのがあるようなのですが、私の場合は月曜日の午後抽せんで翌日、公判開始ということで、ワンテンポあったということも落ちつく要素にもなりました。16件の放火事件ですので、裁判所に通ったのも丸々10日間、公判は8日間でしたですかね。そういうところで、裁判官の先生方は怖い人ばかりかなと思っていましたけど案外優しくしていただきました。もう無知な質問ばかりしましたけど、全部答えていただきまして、それが思い出になっております。

また、詳しいことは後ほど。

司会者：どうもありがとうございました。皆さんから非常にありがたい、うれしい感想を伺うことができました、ありがたいわけであります。

で、非常に親切にしてもらえてよかったとか、評議が十分できたというようなお話もいただいてうれしい限りではありますが、その審理が分かりやすかったかどうか、きちんと量刑についての評議ができたかどうかという点につきましては、裁判官の説明もさることながら、検察官、弁護人の御主張、主張立証が分かりやすくて、かつ十分であったかという点が非常に大事であるということだろうと思います。皆さんもそういう点を前提に検察官、弁護人の主張とか立証をお聞きになったのではないかなと思います。

それで、裁判では審理の最初のところで検察官と弁護人が冒頭陳述、これから証明したい事実、あるいは強調したい点、証拠の中でよく見ておいてほしい点を主張しますよね。これは証拠を見聞きする上での道しるべみたいなものになっていたかと思うのですが、冒頭陳述を聞いていただいて、後からの感想でも結構ですし、そのときのお気持ちでも結構でございます。冒頭陳述はその役目をちゃんと果たしていたものでしょうか。冒頭陳述を聞いて、これからこういうことを考えるんだなというようなことを、道しるべとして、ガイドマップ

として理解していただくことが十分できたものでしょうか、その辺りのことを順にお聞かせ願えればと思っております。

大変恐縮なのですが、1番の方からお願いいたします。

裁判員経験者1：少し前のことになるのでかなり忘れてしまっていることが多いのですが、特にその冒頭陳述ではすごく分かりやすく、ゆっくりと説明をしていただいた印象がありまして、とても分かりやすかったという印象が残っています。

特に、何かもっとうしていただけたらよかったのにとか、そういったことを思ったことは全くありませんでした。

司会者：ありがとうございます。2番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者2：冒頭陳述というか、まず、麻薬に対しての言葉とか、お二人いらっしゃったので、少し分からないのですが、仕事なのか仕事ではないのかという、何かそういったいろんなこともあったりして、まず言葉が分からなかった。最初に検察官の方にいろいろ冒頭陳述を述べていただいたときも、聞いてはいるのですが、のみ込めないというのが事実でした。どの方が何をしたのか、お二人いらっしゃったので頭がこんがらがってきたりとかして、室内に帰って改めて説明をしていただいたりとかして、何となく3日目ぐらいに内容が分かってきたという感じになっていました。まず言葉が難しくて分からないという印象が強かったです。それに対していろいろかみ砕いて説明をしていただいたという印象があります。

司会者：まず、その仕事なのか仕事ではないのかというのは、要するに、麻薬、薬物の密売を営業として、業としてやっていたかどうかという辺りが、量刑の前提として事実のところ争いになった、そういうことなのですね。

裁判員経験者2：はい。

司会者：初めて聞かれた言葉だったということでしょうか。

裁判員経験者2：はい、そうです。全てに関して、まずテレビでしか聞いたこととか見たことのない言葉だったり、もちろんその物自体も見せていただいたり

とかしましたが、そのときに業としてとか、全部業ではないのとか、やっぱりみんな売ってお金をもらうという形で思ったりとか、自分だけ使う、でもただではあげないだろうということで思ったりとかしたので、全て営利目的ではないかなとか思ったり、検察官の方に対しては、まず、分からないですが、まずその人を犯人として思ってしゃべっていつているのかなと思っていましたし、弁護士側と検察官側というその考え方が少しずつ違うのかなという、そういうようにも少し思いました。

あと、そうですね、とりあえず一番困ったのはその業としてとか、いろんな方が絡んでいらっしゃったので、その結びつきが、説明していただいているのですが、やっぱり難しくて分かりにくいというのがあるので、こういった経験をする前に何か知識を持っていた方がいいのかなということも少し思ったりもしました。

司会者：ありがとうございます。特に難しい、業としてとかという、法律上の概念のお話がありましたので、その点につきましてはまたほかの方の御感想を伺いつつ、2番の方にもお話をうかがいたいと思います。

では、3番の方、いかがだったでしょうか。

裁判員経験者3：私が関係したのは、検察側と弁護側の陳述に相違はなかったのですが、被告人の精神疾患というものをどのように扱うかということに対して双方の意見の対立がありました。だから、その点だけでした。分かりやすさは別に特に問題はなかったと思います。

司会者：最初のところで、被告人の精神疾患に対する考え方が、検察官と弁護人で大分違うんだということまで理解をすることは十分できたということですか。

裁判員経験者3：はい、それはできました。

司会者：ありがとうございます。

では、4番の方、同じような質問でありますがいかがでしょうか。

裁判員経験者4：冒頭陳述のことですよね。最初のその立証活動や書証に関して

はすごく両方の、検察官の方も弁護士の方も分かりやすく、非常に事前に用意してもらった表と照らし合わせても本当に証拠がすぐに分かるような状況で、その後に評議しているときに見せていただいたモニターと照らし合わせても差異なく分かりやすく評議ができる印象ではあったのですが、これが一番最初だったのかどうかは忘れたのですが、割と、当たり前なのですが、被告人の生い立ちとかプライバシー的なことも全部さらされるので、これがもし一般的に傍聴席がいっぱいみたいに人がいたときに、本当にこの人の全てのプライバシーが守られるのかなという疑問が少し残ったかなと思います。

司会者：ありがとうございます。その点で少しおうかがいしますと、その人の生い立ちとかいろんなプライバシーのお話が出てきたのですが、後から考えて、量刑を決めるときに余り参考にならないようなことが出てきてしまって、刑を決めるのにもそこまで要らなかったのではないか、やっぱり刑を決める上ではそれは全て知っておくべきだったかという辺りは、今の御感想でもいいのですが、どのような感じに受けとめられたでしょうか。

裁判員経験者 4：刑を決めるには余り関係なかったかなと思います。

司会者：ありがとうございました。では、5番目の方、冒頭陳述の段階でお感じになったことなどお願いいたします。

裁判員経験者 5：16件のうちの一番初め、初日に行われたのが女性が2人焼死したという事件に絞って行われたわけです。裁判所から休憩に入ったところで、ただいまの冒頭陳述、どう思いますか言われても、比べようがないので少し返事に困ったのですが、まあ、こんなもんかなというのがあったのですが、16件もまとめて審理されたこともありますけども、ほとんど各事件に関して冒頭陳述が出てきたわけですね。別に事実に関しては間違いはないはずなのですが、まあ、まとめて審理を行うとはこういうものなのかなと、実際思いました。

被告人は全面的に起訴事実を認めてましたから、争う余地がなかったんです。後で考えたら、被告人がしゃべったことがそのまま冒頭陳述になっている

ようなところもかなりあったように思いますけど、これは別に素人考えですから、そういうところもありました。以上です。

司会者：それで、先ほど皆さんの事件の判決でありましたように、検察官と弁護人では求めた刑が全然違うという、執行猶予を求める、あるいは重い刑を求める、そういう刑に違いが出てくるであろうということ、どういうところに注目すれば刑の違いが出てくるものかなということについて、冒頭陳述のときに、検察官と弁護人はこことここで見方に違いがあり、そのせいで、今争点と言われているのがあるのだなということについてお感じいただくことができたかについて、その辺りの角度から、もう一度冒頭陳述についてお感じになったことを、何か思い出せるところがあればお話しいただきたいと思うのですが。冒頭陳述、あるいは、その後に裁判長が争点はこういうところだと、弁護人は、あるいは検察官はこういうところに注目してほしい、弁護人はこういうところに注目してほしいと言っていますというところら辺まで来た段階で、「あ、こういうところに注目して、これから証拠調べを聞こう、見よう。」ということについて、自分の中で意識付けみたいなことがちゃんとできたか、それともよく分からないけども、まあ、聞いていれば分かるかなぐらいだったのかという辺りはいかがでしょうか。

1番さん、何か御記憶ありますか。

裁判員経験者1：検察側の意見、冒頭陳述を聞いているときは、事件の概要を聞いていたのでそんなに印象に残っていることというのはないのですが、弁護人の冒頭陳述を聞き始めたときに、その生い立ちですとか、そういった話が出てきて、同情する余地があるのではないかという話になったときに、そういうところで実際の量刑を決めるときに、こういうところが論点になってくるのかなというようには感じました。

司会者：1番の方の事件を拝見いたしますと、冒頭陳述は弁護人の冒頭陳述が、結構、紙としては長い感じだったので、時間も結構とお話しされたのではないかなというように思うのですが、その辺り、その段階でこういう生い立ち

とかについてこれを同情できる事情だというように理解してほしいと、そのように感じてほしい、それを量刑に反映してほしいという弁護人の意図は伝わったということだったでしょうか。

裁判員経験者 1：はい、十分に伝わりました。

司会者：ありがとうございます。それについてどう思われたかなどについては、また後ほど伺いしたいと思います。

2番さんはとにかく法律上の概念みたいなものが難しくて、冒頭陳述を聞いた段階では何を言っているんだろう状態みたいな感じになったのでしょうか。それとも、その中でも対立点みたいなことは、刑についてなのですが、こういうところが刑の分かれ目になるのでよろしく見てくださいというような意向というものが感じ取れましたでしょうか。

裁判員経験者 2：まず、弁護人の弁護というか、聞いたときよりも、被告人のいろんな経歴とか生活状況を聞いてるときの方が心に訴えられたというのもありましたし、でも悪いことをしているという、その検察側のこともしっかりと把握ができてきたときに、今までの経過とか、過去の結果に基づいていろいろ計算というか、過去の履歴というか、そういうことでいろいろ判断をした方がいいのか。でも、何回もやってるのであればどうなのかということ、検察官の長い方がいいのではないかとか、でも、やっぱりもう一回チャンスを与えてあげた方がいいのではないかとか。

司会者：一番最初のころは、やっぱりなかなか、逆に言うと、冒頭陳述を聞いた段階では分かれ目みたいなものがなかなか浮かんでこなかったみたいな感じがあった、そういうことですね。

裁判員経験者 2：そうですね。ばらばらでしたね。

司会者：途中からこういうところに力点を置いて考えたらいいのだなということがだんだん分かってきたと、そんな感じですかね。

裁判員経験者 2：そうです、はい、そうです。

司会者：なるほど、分かりました。ありがとうございました。

3番の方は先ほどおっしゃっていただいたように、被告人の精神疾患の話の見方が分かれ目になるんだということは、割と最初から理解していただけたという、そんな感じになりましょうか。

裁判員経験者3：まあ、深くは理解はできません、単純に、争いがありませんでしたから、だから、被告人の精神疾患の扱いで、検察側の方はかなりそれをね、放火という行為をすごくシビアというか、重大に考えて、再犯もとかという感じだったんですが、弁護士さんのあれを聞いてましたら、すごく更生の、更生というか、今後の生活の方向性がもう大体できているから、再犯のおそれもないしという、そういう感じの感覚があったと思うんです。

司会者：弁護士さんは最初の段階で被告人の精神疾患についてはこういうお医者さんのお話を聞いていただこうと思っていますと。あるいは被告人が更生する環境については精神保健福祉士さんとか、いろんな人のお話を聞いてもらいたいと思いますというようなことを最初に、冒頭陳述の、証拠調べに入る前におっしゃったかと思うのですが。

裁判員経験者3：はい。

司会者：それで、そういうことを聞いたときに、あ、こういうことを聞いて判断すればいいのだなというようなことはあらかじめ理解できたという、そんな感じになりましょうか。

裁判員経験者3：ええ、そうですね、はい。

司会者：なるほど。4番の方は放火というのは重い事件ではあるのですが、その中で刑がどのように分かれるかということについて、何に注目したらこの事件について検察官が言っているようなことになるのか、あるいは弁護人が言っているような刑になっていくのかという、そういう分かれ目、最後の方で論告求刑とか、最終弁論を聞いていただいた段階では十分分かっていただけたとは思いますが、最初ころにその分かれ目が何になるかということ意識しながら証拠調べに入っていったかという観点で考えたときに、最初ころはどんな感じだったかというのを伺いたいなと思ったのですが、その辺はい

かがでしょうか。

裁判員経験者 4：最初の段階では判断の基準は余りついてなかった，とりあえず話を聞いているという状態でありましたけど，当然，弁護する側と追及する側で立場が，当たり前なのですが，違うのですが，検察官の方は重目に刑を求刑しているのかなというぐらいの印象でした。

司会者：重い情状を言ってくるのだらうなど，弁護人は軽くなるような事情に注目してほしいのだらうなど，そんな感じは最初の段階では受けたと。

裁判員経験者 4：はい。

司会者：弁護人として，特に検察官と違うことは何も言いませんみたいな感じではなくて，こういう観点からという，違う観点をなるべく出そうとしておられるのは分かったと，そんな感じでしょうか。

裁判員経験者 4：そうです。

司会者：ありがとうございます。5番の方，また，事件の数の話になってしまうかもしれませんが，刑を決める差といいますか，視点というのは，ガイドマップですね。そういうのは最初のところで見えたものだったのでしょうか。

裁判員経験者 5：それはないです。検察官の冒頭陳述と弁護士の方の陳述は余り変わらなかったように思います。争いがありませんし，本人が自白したとおりにしか進んでませんのでね。まあ，どれぐらいの刑になるのか，私もさっぱり分からなかったですし，最後に，検察官の方の無期懲役の求刑が出た後で，やっとこんなものかなというのが頭に入ったぐらいで，冒頭陳述の段階ではただ聞いてただけでした。

司会者：先ほどの4番の方がおっしゃったような，最初のころに，弁護人としてはなるべくこういう軽くしてほしい事情があるんだよというようなことが，1番の方もおっしゃいましたけども，軽くするための事情として，こういうことを弁護人が訴えるであろうことというのは予測できましたでしょうか。

裁判員経験者 5：いや，それは弁護人は弁護人としておっしゃっていましたから。検察官と同じことを言うてるはずはないのですけども，私の記憶として

は、最後に軽い刑を望みたいとおっしゃったのが唯一印象に残っていますね。しゃべられた内容についてはそんなに弁護して軽くしたいなという、こんなこと言ったら怒られますけど、どこまで熱意があるのか分からんような、本当のこと言うて。

司会者：それで、冒頭陳述については、視点を皆さんに十分持ってもらって、これからの証拠調べについて詳しいことは証拠調べで見ようという気持ちにならせるようなものを何かしらおっしゃっておられたというところはあった。まあ、5番さんの事件については、少し事実が余りの多さにこれはすごい事件だという印象が最初にあったというのがお強いような感じも受けますが、そうはいっても、中身の、本体の証拠調べが本丸でありますので、そのときに証拠の内容がよく分からない立証を当事者がしていたのでは、これまた皆さんが十分な裁判ができたということにはならないのではないかなと思っているわけです。

そこで、証拠書類の内容はよく分かったのか、書類の朗読の仕方とかはどうだったのか、証拠調べの本体に入っていきますが、あるいは証人とか被告人のお話自身は分かりやすかったか。分かりやすい答えを引き出すような質問を検察官とか弁護人はちゃんとしていたのか、やり過ぎなところはなかったかというようなところから、あるいは量刑を決めるのに前提となる事実をしっかり皆さんが理解できるように、分かるようにしてくれるような、そんな立証を本丸のところでも双方がしていたかどうか。あるいは書類の読み方、うまくなかったとかですね。何か声が小さかったとかですね。早口過ぎて分からなかったとか、そんなようなことはなかったか、というようなことはどのような御記憶、御印象でしょうか。

芦高裁判官：少しよろしいですか。

司会者：どうぞお願いします。

芦高裁判官：今回の事件は放火の事件を担当された方が4名ということですね。

その放火事件は結局は鎮火した後の現場の写真とか、恐らくその辺りが最初、

審議の最初の方で証拠調べがなされたかと思います。そういういろんな写真ですとか、現場の地図とかをごらんになって、今回、起訴された、裁判になっている放火事件というのがどれほどの危険な事件、危険な内容であったのかというイメージというのはちゃんと伝わりましたか。その点いかがでしょうか。放火事件を担当された方全員から御意見いただければと思います。

司会者：5番の方どうぞお願いいたします。

裁判員経験者5：私の場合は16件あったのですが、今、裁判官がおっしゃったように、図面と写真と2名の女性が亡くなられたところはイラストで出てきたんです。裁判長は後で写真にしますかと言われても全員で断りましたけども、それが殺人として取り上げられてなかったから、もう放火に絞って求刑が無期懲役で、判決が無期懲役ということで、新聞を見ましたら、殺人として取り上げられていないのに無期懲役というのは前例のないことであるというような報道がされておりました。結果的に我々の討議の中でもそれが問題になったのですが、やっぱり放火は死刑という最高の刑があると。

司会者：放火は非常に大きい事件だということだったのですが、その写真とかはなかったが、人が2人亡くなった事件だというようなことでのその放火の重大さというのは、イラスト、あるいは図面とかでも、あるいは特に放火の規模です。どのぐらい危ない放火だったのか。あるいはそんなに危なくない放火だったのかというようなことは、写真とか図面とか見てある程度分かったのか。例えば、現場を実際に見に行ったのに近いような経験をそういうような気持ちとか、感じ方をちゃんとすることができたように思われるか、それとも、何かちょっとならなくて、その事件の放火の全容を見ていないような気がするということになっていないか。その辺り、実は検察官の方もそういうところは聞いてみたいというお話を打ち合わせのときにしておられたものですから、その点についてお伺いしたいと思います。

少し申しわけありませんが、またいつも1番さんからで申しわけないのですが、1番さん、いかがだったでしょうか。

裁判員経験者 1：証拠として幾つか写真を見せていただいて、その燃えてしまった後のものというのをかなりたくさん見させていただいたんですが、それはどのぐらいの被害があったのかというのを理解するには十分だったのですが、私が少し分かりにくかったなと思ったのが、私の担当した事件ではおうちの一部が燃えてしまったということだったのですが、その隣接するおうちがもしかすると被害に遭ってしまったかもしれない、そういった可能性があったというお話が出てきたのですが、写真などで見る限りでは、おうちが余り、その燃えてしまったおうちが少ししか、一部しか燃えてしまったように見えなかったというところで、そこまで私は隣のおうちにそこまで危険が及ばなかったのではないかなというように感じたのですが、話していく上で実際には火をつけたおうちが木造のおうちだったということで、燃え広がりやすいおうちだったので、隣の家も危ないのではないかという話が話し合いの中で出てきたのですね。それが検察の方のお話を聞いているだけだと、木造の家なのでそこまで燃え広がりやすかったというところが少し分かりにくくて、そういうことが証拠としてもう少し分かればよかったかなとは感じました。

司会者：ありがとうございます。3番の方はやはり放火の事件であります。先ほどの写真とか図面とか、そういうことで、その放火の雰囲気というのは感じとれたかどうかという観点からはいかがでしょうか。3番さんからの御経験で。

裁判員経験者 3：私の場合は、写真とかそういうのを見たときには、そんなにひどい火災でないというように私自身は印象を受けたんですね。ですが、よくよく読んでみれば、隣は五十数センチ離れたところにマンションがある。割と密集地なので、それで、消防車が25台以上出たとかという感じで言われて、余りひどくないと思ったのですが、そういうようなのを聞くと、隣のマンションの壁が一部焦げたというんでしょうかね、そんなので、周りの人に与えた精神的な苦痛というのは物すごく、恐怖というんですかね、大きかったのだなというように、徐々にだんだん進むうちに感じてきました。最初は何かぼや的な感

じかなというようにしか思いませんでしたね。

司会者：実際に中が燃えたのが少ないということが分かったというのであれば、それはそれで事実がしっかり分かったということになるので、問題ないとも思うんです。もっともっと大きい火事だったというように、立証しなかったというのは、検察官が言っているのは非常にオーバーな言い方をしているだけで、実際は大したことないのに検察官がオーバーなこと言ってるだけかもしれませんし、実際に大きい火事だったのに、証拠の写真とか図面が不足していて分かりにくかったということになっているのかというのは、少し、どちらがどっちだったのかというのは、検察官が言っているのがオーバーだと感じたのではなくて、検察官の言っているのはなるほどなど、後から証拠をよくよく思い出してみるとそのようにお感じになられた、そんな感じでしょうか。

裁判員経験者 3：いえ、オーバーには感じてなかったんです。本当にぼや的なのかなというように感じたんです。そしたら、隣のマンションの壁がかなり焦げたか何か被害を受けているというように写真で見て、最初のちょっとぼや的な感覚から、もう少し大きな放火だったのかなというように印象が少し途中で変わったというのがありました。

司会者：そうしますと、例えば、隣のマンションが焦げている、あるいは煙がいつぱい出たということは、こういうところから分かるんだというようなことの説明がもう少し最初にあったらさらに分かったかもしれない。

裁判員経験者 3：私の受けとめ方が少しね、最初緊張していたから分からなかったのかなと思ったりもしました。

司会者：ありがとうございます。4番の方、同じような質問なのですが、写真とか図面とか、そういうような形で、放火の全容というのが感じ取れたかどうか、いかがでしょうか。

裁判員経験者 4：3番のおっしゃられたことと似ているのですが、実際、写真を見せてもらって、結構燃え残っていたり、そのままだったりする家具とかもあったので、そんなに大したことはないのかなと思いつつも、その後に向かいのマ

ンション、何メートル離れているとか、周辺地図の情報も見せてもらったときに、その全体像の写真もあればよかったなと思いました。より位置関係が分かるので、その全体像が写真としてあればより疑似体験ができたのではないかなと。

司会者：隣との距離がはっきり分かるような写真は少し不足していたのかもしれない。

裁判員経験者 4：その事件があったのはその廊下の写真はあったのですが、多分、向かいとかはなかったですね。

芦高裁判官：恐らくその周辺地域がどういう地域、いわゆる住宅密集地域なのか、そうではないのかとか、例えば、古い家屋が結構多いところなのか。その辺りの全体像みたいなものが少し分かりづらかったと、そういうような御感想ですかね。

司会者：ありがとうございます。5番の方も逆に今度は事件をたくさんなされたということで、事件がごちゃごちゃになって、全体像がかえってどのぐらいの地域に起きた連続放火事件だったのかというようなことについて、はっきりした印象をお持ちになることができななかったか、それともその辺は割ときれいに、きちんと理解することができたか。その辺りはいかがでしょうか。

裁判員経験者 5：そうですね、まあ、いわゆる共同住宅、いわゆる文化住宅ですか。これが16件のうち四、五件全焼しているんですよね。死者が2人で済んだのが不思議なぐらいな。それを地図と写真で見せられても、それはそれとして分かったという気にはなりませんけども、判決の材料として少ししんどいのではないかとって裁判長に聞いたんです。あれ、1件だけでしたらそうかも分かりませんが、数が多くなると、ある程度ピックアップして現場を見せていただいた方がいいのではないかととも思いますね。

司会者：一度見て見てみたかったという、そういうようなこと、現場自身、証拠に出てきた写真と現実を受けたであろう印象との違いみたいなものが少し明らかになってきたような感じがいたします。

裁判員経験者 4：いいですか。

司会者：はい，どうぞお願いいたします。

裁判員経験者 4：今ならではの考え方かもしれないのですが，動画での証拠もあればいいのかなと思います。

司会者：例えば，もし燃えている場面が実際に誰かによって撮影されていたのであれば，そこが欲しいし，さらにそういうのが無理だとしたら，例えば，実験してみるとかというような，同じような規模の火災について参考資料とかがあればいいとか，そのような感じでしょうか。

裁判員経験者 4：そうですね。

芦高裁判官：今おっしゃったのは，例えば，火事が終わった後の状況について，いや，写真よりも動画でいろんな状況とかが映っていた方が全体としてイメージがつかみやすいのではないかと，そういうような御意見ですか。

裁判員経験者 4：そうです。

芦高裁判官：分かりました。

司会者：なかなか実際燃えている途中，当該事件のやつ以外だと違うイメージ，その事件と違うイメージってなってしまうかもしれませんが，当該事件のがあったらやっぱり見てみたかったって，そんな感じがありますかね。今後の参考にしていただければというようにも思います。

もう3時なのですが，若干証拠調べについて，1番の方の事件と3番の方の事件はお医者さんとか，要するに，専門家の証人のお話を聞かれたのではないかなと思うんです。それで，専門家の証人のお話，例えばプレゼンテーションみたいなことをされたのかどうかとか，その専門家の中で，お話の中で，難し過ぎて分からないことがいっぱい出てきて，かえって困ったとか，そんな御印象があったかないかだけ休憩の前にお伺いしておきたいのですが，お二人よろしいでしょうか。どうぞお願いいたします。

裁判員経験者 1：もう詳しく覚えていることが少なくて，どちらの証人で来られていたかですとか，そういったことすらもう忘れてしまっているんですが，被

告人がアルコール依存症だったか何かで、今後の生活をアルコールをきちんと断てるかどうかというところで、お医者さんが来られていたのだったかなと記憶しているんですが、そういったお話はすごく分かりやすく聞きました。もっとこうしていただけたらよかったのにとか、そう感じた記憶はないです。

司会者：お医者さんが一番最初にまとめて講義みたいなこと、画面とかを使って、そんなことをされたかどうかの御記憶ございます。

裁判員経験者 1：画面など使われていた記憶はちょっとしっかり覚えていないので間違っていたら申しわけないのですが、そういったことはなかったような気はしているんですが、記憶に残っているのはお話しされていたところだけなのですが、それでも十分に分かりやすかったというようには感じています。

司会者：ありがとうございました。3番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者 3：詳しく説明していただいたと思うんですが、私自身は完全には理解はできませんでした。精神疾患といっても程度の問題があると思いますので、その本人の方がどの程度の症状を持っていらっしゃるのかということが理解はできない、一般論としてしゃべっていらした。先生はそうでしたね。そして、その後、別の方が、それは援助者というんでしょうかね、何かその方がお話になっていましたが、私は、自分自身、まだそのときには完全には理解できませんでした。

司会者：もちろん専門家のお話ですので、全てが全て理解できるわけではないと思うのですが、被告人の精神疾患についてぱっと言われたときに、何か分からん、何か障害なんだなというところから、一步踏み込んで、心の問題を抱えて大変なんだというような、そういうところら辺までは理解できたとか、そういうような、被告人のような精神疾患を抱える方の持っている行動の傾向とか、そういうことについては理解ができたというのは、一部でも何かありましたら、印象に残っているところが。

裁判員経験者 3：被告人の精神疾患については、既に一応病気の、病名としては知っていましたが、何というんでしょう、知的にはすごく優れているのに想像

力がないということがかなり問題にされたんですね，でも，本当に想像力が完全にはないのかということとそうでもなさそうでしたしね。その辺りが，個々によってやっぱりかなり違うし，やっぱりいろんな段階があると思うので，その段階を踏まえた説明がいただけたらもうちょっとよかったかなとそのように感じました。

司会者：ありがとうございました。

それでは，3時ぐらいになりましたので，ここで3時15分まで休憩をいたしたいと思います。

この後，証拠調べの最後に行われた論告弁論のお話，これを評議で論告弁論がどのように役に立ったかについての感想なども踏まえてお話をいただいて，そのまま評議のあり方についての御意見をいただければというように思っております。

(休憩)

司会者：では，そろそろ時間ですので，後半に入りたいと思います。

先ほど当事者とお話をしておりましたが，証拠調べの中身につきまして，さらにこういうところが分かりにくかった，こういうところが分かりやすかったというようなことについて，補足でお話しただけの方がおられましたらお願いをしたいと思います。どなたかおられますでしょうか。

特に，放火の話でいろいろ写真とかというお話が出ました。逆に，2番の方の麻薬の密売というのは写真とかがたくさんなかったのかもしれませんが。どのような証拠があったか，それで最初分かりにくかったという薬物の密売の実態というのが，こういう証拠を見たら分かってきたなとかという，何か御記憶とか思い出とかがありましたら教えていただきたいと思うのですが，証拠調べの中身はどんな感じだったでしょうか。

裁判員経験者2：証拠の品としてはすごくたくさん麻薬など，いろいろ何かあり

ました。それに対して写真というのは余りなかった感じで、発見された部屋の写真はありましたが、その方がどうなったかとか、使ってという、そういった写真はなかった。物的証拠みたいな、そういった写真ぐらいでしかちょっと記憶がないので、私たちもそれを見せてもらったりとかしました。

司会者：そうすると、覚せい剤とかの密売とかいうことの危険性、覚せい剤を使うということの危険性、そういうことについて、何かよく分からせてくれるような証拠といいますか、当事者は何か立証していましたでしょうか。

裁判員経験者 2：麻薬の恐ろしさに対しての内容というのは特にはなかったような気がします。ただ、自分たちが報道を通じて知っている見解で判断をしたのかなって。ちょうど芸能人の方がされているときだったので、何回してもやめられないとか、最終的には死んでしまうよとか、そういった知識の中でしていたような気がして、そういったこういう状態になるとかというその画期的なものは何もなかったと思います。物の証拠と現場の写真ぐらいだったと思います。

司会者：芸能人のお話を出していただきましたけども、そういうような一般的な社会人として生活してニュースとか見たりする、そういうような知識、それで覚せい剤とかの怖さというのはある程度皆さん思っておられるかなとは思のですが、それでそこそこ十分に議論はできたという感じでしょうか。

裁判員経験者 2：そうですね、そういった麻薬に対する、覚せい剤に対するものはその知識の中でいろんな討議もできました。

あとはやっぱり法廷での被告人の弁論とか参考人の方のお話とか、いろいろとまぜた上で聞かせていただいて、そのときは申しわけないですけど、弁護人の方の気持ち自体は余り察し切れなかったような気がします。ただ、刑を軽くしてほしいという形で言われていましたけど、余りにも訴えはそんなに感じなくて、やっぱりその3点で、どうなるという結果と、検察側と弁護人と被告人側との中で内容を決めさせていただいたという形になりました。

司会者：特に2番さんの御感想として、薬物というものの怖さを一生懸命検察官

が別個に立証しようということがなくても評議はきちんとできた，そういう御感想でよろしいでしょうか。

裁判員経験者 2：はい。

司会者：ありがとうございます。ほか，皆さん，大体よろしいでしょうか。

それでは，論告弁論と評議について移りたいと思います。

評議のあり方のお話であります，例えば評議が検察官の論告求刑，弁護人の最終弁論で出た量刑に関する問題点を十分に議論する内容になっていたか。言いかえると，評議は証拠調べとちゃんとマッチしていたか，論告とか弁論は評議に役に立ったと感じたか，といった点はどうだったでしょうか。あるいは，裁判長，裁判官の評議の進め方について，こういうところはプロではない裁判員には分かりにくいので時間をかけてほしかったとか，説明をしてほしかったとか，そのようなところについて印象に残っておられるところがありましたらお願いをしたいのですが，いかがでしょうか。

裁判員経験者 1：評議については，全員で意見を出し合ったりしていると，意見があるところに偏ってしまったりということもあったんですが，そこは検察側の用意してくださった資料と弁護側の用意してくださった資料がうまくまとめとてくださっていたので，どこかに話が偏りがちになっても，「でも，こういう証拠もあったよね。」というように，資料を見ながらうまく話し合いができたように思います。

あと，実際の量刑とは関係ないところなのですが，裁判費用をどうするかという話し合いが最後にあったと思うんですが，そこが余り個々の意見を言い合うことがなくて，ぱっと決まってしまったかなというところが少し残念だったかなと思っています。

司会者：費用の負担に関しては余り評議の中で時間をとることはなかったと，そんな感じですかね。

裁判員経験者 1：はい，そうです。

司会者：一方，論告とか弁論は評議をする上で，それを土台に，踏み台にとい

ますか、たたき台としては非常に役に立った、そんなような御印象でしょうか。

裁判員経験者 1：はい。

司会者：2番の方、同じような質問なのですが、当事者が最後に論告求刑、あるいは最終弁論で言ったことは評議に役に立ったか、あるいは裁判官の評議の進め方について説明不足とか強引な点とか、そういうことはなかったかというような観点からはいかがでしょうか。

裁判員経験者 2：裁判官の誘導尋問みたいなことは一切なくて、それは平等にできたかと思います。

ただ、今でも私が勝手に思っていることですが、本当にその判決でよかったのかなという、内容が覚せい剤のことだったので、それでいいのかなという気持ちもあります。ただ、刑を終えられてからが本当の結果なのかなって思ったりもするので、何年とか、罰金が幾らとかということよりも、やっぱり社会復帰をされてからの方が問題なのかなと思ったりもします。

あと最終弁論に対しては、やはりその人の人柄とか、そういったものとかも、情に流されそうになったりとかもしながら、刑を決めていくというのにやっぱり気持ち的な部分では辛いなというか、かわいそうだなというところもありながら、でも悪いことをしているしという、本当の駆け引きが一番難しかったかなというのがあります。何年にするとか、もともとお金がない人がそういうようにお金もうけをしようとしているので、罰金というのはそんなに払えるものなのかなというところもあったので、金額的にはどうかなと思ったりもしました。

今でも、本当にそれでいいのだろうかというので、出てきてからその結果が分かるかなって思っております。

司会者：ありがとうございます。情に流されないというようなことが非常に大事だということ、大変貴重な御意見かなと思います。その量刑というものは、基本的にはやっぱり犯罪行為の中身といいますか、態様とか結果とか、そういう

客観的なところから見たその行為の悪さ、違法なところ、それから、それがどのぐらい悪いのか、あるいは被告人はそういう行為をしたことについてどういように非難をされなければならないのか、どのぐらいその行為に関する責任が被告人にあるのかというような部分からなるのではないかと思うのですが、そういうところは理解しつつ、お話を進めることができたかどうかということもあわせておうかがいしたいなど、今のお話を聞いて思いました。

3番さん、いかがだったでしょうか。論告求刑とかで、被告人の刑を決める、あるいは裁判官の説明でいいのですが、量刑を決める基本的な考え方というのは理解しながらやれたという印象なのか、それともつかみどころがないなど最後まで思いながらやっていたのか、その辺りはいかがでしょうか。

裁判員経験者3：私たちは検察側の求刑というものに一応納得したんですよ。ですが、被告人が精神疾患を抱えているということと、お医者さんとか支援者の方が今後の彼の支援をしていくと約束されているとか、被害者が両親が住んでいる家で、その家はおじいさんの所有物だったんですね。そして、隣のマンションの壁を焦がしたぐらいで、本当に実害というものではなくて示談が終わっているという、そういうような状況だったので、私たちは示談が終わっているのを量刑を決める上でどのように考えたらいいいのかと、それと社会復帰ができることも大事だということで、かなり全員で討議させてもらいました。裁判長からはかなり自由に意見を引き出していただいたと思っています。

執行猶予をつけるかどうかは私たちの一番の問題点でした。

司会者：ありがとうございました。4番さん、論告とか求刑をどの程度役に立つものとしてきれいに見れたかという辺りと、評議の進め方、大きく分けると2つあるかもしれません。あるいは、その刑の考え方についての説明が十分に納得できるものだったかということも含めていかがでしょうか。

裁判員経験者4：みんなで評議しているときに、一番最初の何日間かは平均的に、放火ではこういう求刑がされますよという資料がないまま進んでいたのですが、最初はやっぱり結構極端な例をみんな言い始めて、途中で裁判官の方が

注釈を入れてくださって、平均このぐらいの求刑だよというので、だんだん意見もまとまってはきたのですが、結果が自然鎮火だったんですね。結果、自首ではないのですが、後日、本人も警察署に行って自首に近い形でもしていたし、あと本人がころころ意見がすごく変わる方だったんですね。裁判員からも被告に質問してもいいというプロセスがあったのでそのときに僕も質問させていただいたのですが、聞くたびに言うことが変わっていたというのが評議の中で一番みんなの問題にすることでした。刑を決めるときに、動機なのか、結果なのか、経過なのか、どこに重きを置くのかという点についてすごく意見が飛び交ったと思います。その結果、自然鎮火したし、被害も出ていないし、部屋も半焼で済んだことによって、普通は大体執行猶予がつくことが多いのですが、今回はつかなかったことで、重い判決をしてしまったのかなとは思いました。

司会者：今のお話で出てきましたけども、刑を決めるときに検察官も弁護人も、あるいは裁判所でも量刑のデータを持っていて、量刑のデータに基づいて評議をするというような場面は当然どんな評議にでもあると思います。そういういろんな裁判員裁判を含めた量刑のデータというものは早目に教えておいてもらった方がいいものなのかどうか。それともそういうのはない方がいいのかと言われたらどんな感じになりましょうか。

裁判員経験者 4：最初はない方がいいと思います。全く知らない状態でやって、これは少し行き過ぎた例なのかなというのが後で学べると思うので。

司会者：途中では見たいが、最初からあると、それはあんまりよくないような感じがすると、そんな感じでございましょうかね。

裁判員経験者 4：そうですね、左右されそうなので。

司会者：でも、途中では見てみたい。

裁判員経験者 4：はい。

司会者：やっぱりあったら、あるものはちゃんと見ておきたい。そんな感じでしょうか。

裁判員経験者 4：はい。

司会者：ありがとうございました。では、5番さんにまたお話をうかがいますが、まあ、5番さんの事件では無期懲役というように、重いことになりました。検察官は非常に重い事件だとおっしゃったと。弁護人は動機とか計画性、それから被告人の反省とか年齢とか、そういうのを挙げて、検察官の求刑は重過ぎる、不当であるというように主張されていたようですね。評議のどこかで弁護人の主張は採用できないという方向になったので、そういう結論、無期懲役という求刑をそのままという結論になったのではないかと思います。5番さん自身は弁護人の主張を聞いていて、それ自身に何か無理とか、少し言い過ぎみたいなどころがあったとお考えだったかどうか、その辺りも含めて評議のあり方、あるいは評議に論告弁論をどのぐらい役立てるのかについての御意見があれば伺いたいのですが。

裁判員経験者 5：被告人の最終陳述がありましたけど、これもありきたりのつくった文章ですので余り真実味がなかったように思います。といいますのは、刑務所から出てきてから余り日がたっていないのにまたこういう大きな16件も連続放火をやったということで、余り弁護人の方の弁護も、どうも弁護される気持ちは分かりますけど、何か本人も初めから全然冷静なのです。悪いことをしたという反省の色がない。両方の質問に冷静に答えているんですね。

ですから、量刑を決めるときの内容ですけども、いろいろ何件放火したとか、何人亡くなったとかというのを材料に出していただきましたけども、どれに我々が判断を当てはめるかということは少し難しかったですね。いろいろな意見がありました。以上です。

司会者：ありがとうございました。放火事件といってもいろいろな事件があった、あるいは薬物の事件で、非常に難しい、そもそも言葉から難しいお話があった、そういうことをおうかがいすることができましたが、その他、例えば1番さんの事件ではアルコールの話が何回か出てきましたけども、弁護人はアルコールが原因である、アルコールの影響によって自制力が低下していたんだと

というような御主張が犯行に至ったいきさつなどで主張されたのですが、判決自身にはそのアルコールの影響とかいきさつが同情できたとか、そういう表現はなかったように思います。一方、判決には衝動的で計画性はうかがわれない、そういう言葉遣いはありました。弁護人のアルコールについての立証活動を聞いていて、どのように受けとめられましたか。評議の中でみんながどう言ったかという話ではなく、1番さんの御感想だけで結構なのですが、それは違うだろうとか、それはそれなりに分かるけども、量刑にはこうこうこうだとか、何かそういうお感じになったところについて御記憶があればお願いします。

裁判員経験者 1：弁護士の話では確かにアルコールの話がすごく出てきていたと思うのですが、量刑を評議する上でそこまでアルコールのことが重要視されていなかったように記憶しています。私自身もアルコールが原因でというようには余り感じていなかったように思います。それ以外の話のことが印象的だったことが多かったからかもしれないですが、そこまでアルコールのことを重く受けとめていなかったように記憶しています。

司会者：これもまた印象で結構なのですが、それよりも重く受け取った、感じたことがあったか、どういうことがその刑を決めるときに自分の中で大事だと思ったか、そういうことについて何か御記憶があるところがあれば教えてください。

裁判員経験者 1：家族関係がうまくいっていなかったという話がありましたので、そのことが今もすごく印象に残っていますし、そのときもそのことをよく考えていたように思います。

司会者：1番さんの中では、最終的にはその点は大きく量刑、刑に影響したのか、それとも考えたが、やはりそれは刑にはさほど影響しないというような御結論になっていったか、その辺りの印象はいかがでしょうか。

裁判員経験者 1：私の中では、結局、そのことがすごく関係していたように思います。

司会者：それで、そういういろいろなことがあって放火をするということは仕方

がないとか、かわいそうだという方向になるのか、それとも、そういうことで放火するということはやはり許せないという方向にお感じになったのか、いかがでしょうか。

裁判員経験者 1：もちろん放火をすることに関しては絶対にいけないことですし、家族関係が悪かったということで許されることではないとは思っているのですが、同情する余地はあったのではないかと。そのことで同情して、少し軽い刑を自分の中で意識した。

司会者：1番さんの中では、判決の中の、衝動的だとか、計画性がうかがわれていないという言葉にその思いがこもっている感があると、そんな感じでもよろしいでしょうか。

裁判員経験者 1：そうです。

司会者：ありがとうございました。

同じような形になりますが、2番さんは、検察官は密売の規模が結構大きいとか、そういうような論告をされて求刑されたと思います。それで、判決ではむしろ小規模だということが書いてあるわけです。他方で、弁護人は余りもうかっていなかったというようなことを一生懸命主張されていたように書いてあるのですが、それは判決の中にはそんなに書いていなかったということで、密売事件で量刑を大きく左右する事情というのはどんなものがあるのかについて、2番さん、何か御感想をお持ちですか。こういうのは密売のときには大事なことになるのではないかなという、2番さんの御意見は。

裁判員経験者 2：結構いろいろ討議とかしまして、やっぱり利益というところで、10万でももうけにもなりますし、1,000円でもなりますし、組織が大きくても億単位でお金が入ってくるわけではないとか、でも1,000円でも入ったら利益だとか、そのお金の云々というか、額の大きさとかでも判断の対象になったと思います。

密売の広さに対しては、どこまでというはっきりしたものがなくて、余りそれは対象にならなくて、金額云々で、どちらかといったら、利益の部分などが

対象になっていたような気がします。利益なのか、たまたまその分が、誰かに渡して、助けようと思って、ただではだめなので、1,000円とったり、2,000円とったりみたいな形でした分が利益になったのではないかという意見と、いや、でも、それを持っているということは、まあ、言ったら、先々はもっともうけようと思ってしたのではないかとかという、そういったところで意見とその結果を決めた感じはします。

司会者：2番さんもそういうところでいろいろお悩みになったと、そのように承ってよろしいですかね。

裁判員経験者2：ええ。もう1つは、事件を起こした方の周りにいい人がいなかったというところも皆さん思われていて、あと先ほども言いましたように、もう一回更生をしてくれたらということで、実刑とかも考えました。

司会者：密売の規模ですよね。検察官はでっかいと言っていて、判決はそうでもないとなったのは、検察官の論告で言っている主張というのは、結構オーバーだというような感じを受けましたか、それとも検察官がそう言うのは仕方がないとお感じになったか、2番さんの御感想はいかがでしょう。

裁判員経験者2：仕方がないと思いました。組織って結構大きいので、結局、大きいところがあって、それがずっと枝になって分かれてくるので、もともと自体は大きい組織であって、たまたま点としておりてきたものではないかと思ったので、別に検察側の意見としては不信感もなく、私がそれに対して大きいからということ余り論議にはならなかったと思います。

司会者：ありがとうございました。

3番の方は何と言ってもやっぱり被告人の精神疾患のお話で、その精神疾患は判決では犯行態様には影響があったとは言えない、犯行に直接影響したというようには感じられないが、その一方で、被告人の生きづらさとか、ストレスといった背景事情としては酌むべきだというような感じになっていると思います。その辺りは、全体的な御感想だけで結構なのですが、十分に評議できた、いろんな意見がちゃんと出てきたというように御記憶でしょうか。それとも何

かささらっと流れたとか、誰かの意見をそのまま、証人とかが言ったことがそのままストレートにぽんと出たという感じなのか、議論が結構あったかどうか。

裁判員経験者 3：私たちの場合はかなり議論しました。いろんな意見が出ました。そして、同じような環境にいても、そういうように事件を起こす人ばかりではないということで、ですが、周りの方が理解されて、環境が変わるであろうということがかなり分かったのと、その主治医の先生とか精神保健福祉士の方が今後の支援を約束されたということがあったのと。それともう1つ、一番、私の中で大きく左右されたのは、精神障害者手帳の交付なのですが、それが一度失効した場合、なかなか再交付が受けられないかも分からないというようなことを話されたんですね、精神保健福祉士の方がね。そしたら、実刑を下した場合、その方が今度社会に出てきたときに、生活、最初のスタートするときからまたつまづくかなというように感じるようになりました。私たちは十分討議は行ったと思っています。

司会者：決め手になったのは、最初言っていた、放火の規模は物すごく大きいものではないという一方で、そういうときには、その支援体制とかがきちんと立証されているということが結構大きかった。逆に言ったら、お医者さんとか、その精神保健福祉士の話とか、今後のフォローとかという話が何もなかったら、やっぱり重いままの刑にあなたとしてもなっていた。

裁判員経験者 3：なっていたと思いますね。

司会者：という可能性があった。弁護人の証明はかなり成功したように思われるという、そんな感じになりましょうか。

裁判員経験者 3：そうですね。私たちが一番問題にしていたのは想像性の欠如という点ですね。ですが、検察側の主張されたことによりますと、放火をした後で裁判になったときに有利になるように精神障害者手帳の交付を受けに行っているんですね。最初に、火をつけて余り燃えなかったからサラダ油をかけた。ということは、炎を大きくするためにはサラダ油をかける必要があるとか、そ

して自分の罪を軽くするためには精神障害者手帳の交付を受けるのが有利だというように、ある程度将来を見通した判断のもとに行動をしているわけですから、私は想像性の欠如というところが、どこまでその被告人の精神疾患から考慮しなければいけないのかなというようなことで悩みました。

司会者：そこは、判決にも書いてある、犯行そのものには余り影響していたといえないというのは、ちゃんと分かっていたではないかといった行動が多い、後で自分の刑を軽くするような行動までしているのではないかと。その辺りが判決に今おっしゃったことがそういう形であらわれているという感じですかね。

裁判員経験者 3：そうです、はい。

司会者：一方で、将来のことを考えると、やっぱり精神疾患を持っておられる方は非常に生きづらさを感じるのはよく分かる。それについてのフォローもちゃんとできるというような話が出ていたと。そこら辺りで最終的な刑に3番さん自身も落ちついていったという、そんな感じで受けとめてよろしいですかね。

裁判員経験者 3：そうです。福祉士さんとお医者さんの誓約書がありましたから、それで落ちついてきました。

司会者：4番さんの事件では、執行猶予のお話が出ました。4番さんの中で、放火の事件で実刑になるか、執行猶予になるかということについて、今、4番さんのお気持ちの中でこういうことがあると実刑になることが多いのではないかと、こういうことがあると執行猶予になることが多いのではないかとというような、この事件を通じてお感じになったことでいいのですが、どのようなものが刑を決める決め手みたいなものになるかお感じになったことがございましょうか。

裁判員経験者 4：被害者が出たか出なかったかという、単純に考えるとそこなのかなと思います。今回、自然鎮火して、誰も傷つかなかったというのがあるんです。もちろんマンションの所有者の人は被害をこうむったと思うのですが、より早く社会復帰してほしいと思うことと、反面、やっぱりやったことに対して向き合ってほしいという思いもあるので、この中では被害者がほかにいるか

いないかぐらいのニュアンスかもしれないです。

司会者：ありがとうございました。2周ぐらいさせていただきまして、あと5番さんは、その証拠をごらんになっていたときに感じたものと、評議を見てお感じになったところ、評議をされていて証拠の見方についてさらに深まったところとか、人の意見を聞いていて、自分が証拠を見ていたのと、みんなの証拠についての意見が交わされる中で、なるほど、いろんな見方があるんだなというようなところについてお感じになったところが何かあればお願いします。

裁判員経験者5：そうですね。あんまり意見の差はなかったように思いますけども、私より年の若いお父さんが最後に、裁判長に最後に言いたいことをと言われて、おっしゃってましたけども、まあ、あれが親の正直な意見だったと思います。

判決については、余りにも数が多過ぎて、とりあげて討議するというようなこともできなかったと思いますけど、裁判長がうまくまとめられたと思います。大変難しかったと思います。

司会者：たくさんの事件をやるという、連続放火事件という特色がこの事件にはあるんだという辺りは、一個一個よりも、むしろこれをまとめて連続的に狭い地域でやったということについてはかなり意見が出たというか、その特色というのは皆さん感じておられたように思われましたか。判決にはそういうようなことが少し書いてあるわけですけど。

裁判員経験者5：まとめられていると思いますが、実際に行ったことがない人であったとしても、場所を考えると、もうこんなむちゃくちゃをされたら困るなと、おまけに昼日中に16件も放火して、証拠は全然残していないのですよね。それを見た人もいないというような、大変賢いのか偶然なのか分かりませんが、余りにもうまくやってしまったという感じはしました。無期懲役ということで、今ごろどうしているのかなと思ってたまに気になることもあります。

司会者：どうもありがとうございました。かなりいろんな御意見がうかがえたと思います。

時間も押してまいりましたので、最後になってまいりますが、守秘義務について、御意見や御感想をうかがいたいと思います。

当時の裁判長からもお話があったと思います。守秘義務については、一緒に裁判をした仲間のためにも、これからを含めた、皆さん自身、あるいは世の中の裁判員の皆さんに十分議論していただくためにも、評議の中身を言わないという、そんなことを簡単に説明されたと思います。

当時、裁判が終わった直後ぐらいですね、あるいは現在、守秘義務についてどのように感じておられるか、一言ずつで結構ですのでお願いできますでしょうか。

裁判員経験者 1：感じていることというか、今もやはりきちんと守らないといけないのだろうなと思っているので、特に外で裁判員として参加したということをお話することもありません。きちんと守っています。

司会者：裁判員となったというのは、今回もそうなのですが、別にお話しいただいてもいいことだと思うのですが、守秘義務があるせいで何か苦痛に感じておられること、あるいは逆に守秘義務があるおかげで、かえってやりやすいと思っておられるとか、何かそういうようなことがございましたら。

裁判員経験者 1：裁判員になったというのはやはり勤め先とかには言わないといけなかったのですが、もちろんそれ自体は言っているのですが、どこを言っていけなくて、どこまでだったら言ってもいいというところが余りよく分かっていないので、裁判員になったということ自体、余り言っていないと、そういう話題にもならないので、言わなければいいかと思っています。

司会者：特に苦痛もお感じにはなっていないと。

裁判員経験者 1：感じていないです。

司会者：2番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者 2：私の方も特にはありません。

ただ、事件自体が自分の住んでいる、結構認識のある地域だったので、そういったのは少しという気持ちはありましたが、会社でも特に話すこともない

し、家の中ではこういった関係の事件よというぐらいで、誰も別に聞いてきませんし、周りも知らないので、苦痛もございません。

司会者：ありがとうございます。3番の方、いかがでしょうか。

裁判員経験者3：守秘義務は私は当然だと思っています。それで自分の中で何も負担でも何でもありません。

司会者：そうですか。ありがとうございます。では、4番さん、どうぞお願いいたします。

裁判員経験者4：僕は、やります、やっていたというのを伝えなければいけない立場にいたので、裁判員が終わった後に裁判員やっていたぐらいのことは言ったのですが、そのときにいろんな人から言われたのが、どんな裁判をしたのみたいな、普通に皆さん聞いてくるのですが、それは当然答えられないので答えないのですが、守秘義務という言葉自体の意味も結構まだ浸透していないのだろうなという印象がすごく多かったです。特に10代、20代の人にはまだ守秘義務が何なのかというのが具体的に伝わっていないところがあるんだなというのはあったので、言葉の意味も含めてですけども、どんどん、どんどんこういう経験者が増えていくことが本当にいいことだと僕は思っています。だから、いろんなものを浸透させるという意味でも経験というのは必要なのだなと思いました。

苦痛とか、そういうのは全然思いませんでした。

司会者：ありがとうございます。5番の方いかがでしょうか。

裁判員経験者5：私自身が余り発信力がない人間ですので、守秘義務を守らないことが何も無いのですが、裁判長は、裁判は公開で行われておりますので、裁判が終わった後は量刑のと通りの、中身は別にして、それ以外は周りにしゃべってもらって結構ですよとおっしゃったのですが、その辺は実際どうなのですか。裁判員に選ばれたところから裁判が終わるまでは守秘義務はあるでしょうが、それ以外、終わってしまったら、どの辺が守秘義務と言われるのか、ちょっと理解できていないのですが。

司会者：ありがとうございます。まさに、先ほど5番さんがおっしゃった裁判長の発言のとおりで、評議で話した内容は話さない。でも、法廷で起こったことは全部しゃべってもらって構わない。あと感想も構わないということで、今日お集まりいただいているということです。

裁判員経験者5：納得しました。

司会者：検察官，弁護士，あるいは裁判官の御出席者の方，お二人，あるいはお三方から聞いたことを，ある程度私の方から質問させていただいたりもしましたが，何か追加で特にこれはというようなことがありましたら，御質問があればと思います。検察官，いかがでしょうか。

三浦検察官：検察官の論告の中で少しこれは言い過ぎだったのではないのかなと感じたところがあったのか，なかったのかを教えてくださいたいのですが。

司会者：2番の方，先ほど検察官の論告は特にオーバーというわけじゃなくて，それはそれで分かるというお話がありました。ほかの方も含めて，2番さんはもう一度でも結構です。どなたからでも，何かこれは言い過ぎではないのといつて，かえってそれが悪影響というか，しぼんでしまったみたいなどころがあったら教えてほしいという，そんな感じのようですが，いかがでしょうか。

どうぞ，お願いいたします。2番さん。

裁判員経験者2：検察官という名前からして，いろいろとニュースでも出ていますが，犯人に仕立て上げなければいけないというのではないのですが，テレビでいろいろやっていますけども，今回，私が担当させていただいた部分はそういったことはないと思うのですが，やっぱりそういった観点からいろいろと探されて証拠とかも探してこられているんだなというのは分かります。ただ，オーバーかどうかはちょっと本当の内容が分からないので分からないのですが，その人の一生を決めるものなので，ちゃんとした証拠は挙がっているのでそれに基づいてされているんだろうと思います。

司会者：ほかの方，いかがでしょうか。

裁判員経験者3：私が1つだけ疑問に感じたのは，再犯のおそれが否定できない

ことって言われたんですね。初めて放火したでしょう。それなのにこの再犯のおそれが否定できないことって最初言われたときに、どこからそれが出たのかなというように、少し疑問に感じました。

司会者：ほかの方でも再犯のおそれは非常に強いとか書かれたわけなのですが、判決ではその再犯のおそれがあるから重いというようなことが書いてある判決というのは多分なかったのではないかと思います。それは余り考慮すべきやないと思われたか、無視したのか、そういうところも含めて、1番さん、何か御記憶ありますか。

裁判員経験者1：最後、論告のときには再犯のおそれもあるのではないかというお話があったかと思います。ただ、そこは特に問題と思ったほどでもなく、もうさらっと流していたという感じです。

司会者：5番さんの場合は無期懲役という話だったのですが、4番さんの方は再犯のおそれとか何か、検察官のこと、論告求刑が言い過ぎだよというところって何かありました。

裁判員経験者4：弁護する側と追及する側というのがあるとは思ったので、きつめには言ってるんだなというぐらいでした。

司会者：5番さんも同様の感じですか。検事さんはきつめで言うのが仕事かなって、そんな感じですか。

裁判員経験者5：別にそんなにきついことは言われていなかったと思います。被告人は、何か放火したときの順序が逆になっていると追及されておりましたけど、あれは少しやり過ぎではないかと思いました。結局、取り調べから、1年半たってたんですね。しかも、件数が16件の放火ですので、よくあれだけ被告人が順序立てて答えられるなど、逆に私は感心していたので、それだけはよく覚えていました。

司会者：追及し過ぎだったかもしれないということですか。

裁判員経験者5：いやいや、それは知りません。

司会者：弁護士さんのお立場からはいかがでしょうか。

安田弁護士：今の逆で、何か弁護士の主張でこれはおかしいやろうというような
思われたこととかありますでしょうか。

司会者：どなたからでも、どうぞ願います。

裁判員経験者 5：何回もしゃべって済みません。弁護士さんが最後におっしゃった
ことで、私の頭に残っているのは、油を使って放火していないからそんな重
い刑にはならないということをおっしゃっていたんですね。あれだけ燃やし
ておいて油使っていないというのがどうも納得いかなかったのですが。

司会者：なるほど。

裁判員経験者 2：今回の弁護士は、本当に弁護しなければならないのかなという
感じの、あまり熱意が感じられなかったというのがあって、弁護士というの
は、本当に白なら白という形で弁護されると思っているのですが、仕事上、弁
護してるよというような気持ちが何か伝わってきたような気がして、軽くして
あげなければならないという、弁護士の立場上仕方がないのかなというのもあ
りました。それに対して刑を軽くするとか、強くするとか、重くするとか、そ
ういったことはなかったのですが、これって弁護しなければいけないのかなと
いうような思いも少しありました。

司会者：弁護士さんの熱意がちょっとというような感じですかね。

裁判員経験者 2：はい。

司会者：罪を認めている事件の弁護は難しいということなのかもしれないです
ね。

裁判員経験者 2：そうですね。

裁判員経験者 4：いいですか。

司会者：どうぞ、どうぞ。

裁判員経験者 4：僕のとときの裁判は割と人情派の弁護士だったのですが、いかん
せん被告が言うことをころころ変えるので、多分、打ち合わせどおりに全然行
ってないのだなというのが見て分かったのですが、そういうことって多々ある
のですか。

司会者：よろしければ、弁護の秘密に反しない範囲で、どうぞお願いいたします。

安田弁護士：あんまりそういうことはないですけども、ないわけではないですね。こういう裁判員裁判とか、大きな事件の場合は打ち合わせも綿密にやることになりますし、供述が変わったりということは余りないので、すごく例外的なケースかなと思います。

司会者：4番さんは大変珍しいケースに当たられたということのようでございます。

裁判官よろしいでしょうか。

少し時間を超過してしまいました。司会の不手際でいろいろ脱線もしてしましまして、申しわけございませんでした。

経験者の皆様方には貴重な御意見をいただき、本当にありがとうございました。今後とも裁判員裁判、あるいは大阪の、更には日本の刑事裁判、裁判全体に御理解と御協力を賜りますよう、改めてお願い申し上げます。

では、本日の意見交換会はこれで終了いたします。どうもありがとうございました。

以 上